

鯖江市民憲章

山があります。川があります。そして、やすらぎがあります。
ふるさと鯖江の祖先たちは、王山古墳の昔から日野の流れにあすをみつめ、
豊かな大地のめぐみに感謝しながらたくましく生きてきました。
わたしたちは、嚮陽（きょうよう）の心にふさわしい先人の歩みをうけつぎ、
あらたな飛躍をめざして誓います。

わたしたちは

清らかなまち鯖江を守ります

輝く緑と澄んだ水 そして花につつまれた
そんな美しいまちを守ります

心豊かなまち鯖江を育てます

すこやかな出会いがあり ともに喜びをわかちあえる
そんなほっとするまちを育てます

力あふれるまち鯖江をつくります

世界の友と手をつなぎ限りなく未来を拓く
そんな躍動するまちをつくります

そして

夢のひろがるまちづくりに努めます

わたしたちは、鯖江市民です。
ともに学び、ともに生きる鯖江市民です。

◆ 「障がい者」の表記について 「障 害」 → 「障 が い」

本計画では、「障害」という言葉が、単語あるいは熟語として用いられ、「ひと」を直接的に形容するような場合は、「害」を「がい」と表記します。

障がいのある方は、心身面で、日常生活または社会生活に様々な制限を受けている方々のことを意味します。障がいがあっても自然に生活を営むことができるのが当たり前の社会であるとするノーマライゼーション*が十分に発達すれば、日常生活または社会生活に制限を受けることからくる不利益は、解消されていくはずですが。

しかしながら、私たちの社会は、まだまだノーマライゼーションが十分に浸透しているとは言えません。その結果、日常生活または社会生活に制限を受ける人々の生活を改善するために、様々な課題が山積みとなっています。そして、本計画も、その課題解決のための第一歩として策定するものです。

本計画においても、「障がい」と表記することにより、「害」という文字がもつマイナスイメージを払拭し、障がいをもつ人々に対する誤解や偏見、差別をなくしていこうという姿勢を表明します。

しかしながら、「障がい」とすることで、逆に、社会が未整備故に「害」を被っているという障がい者本来の問題を決して見失ってはなりません。日常生活または社会生活に制限を受けることからくる不利益を解消していくための計画づくりをめざします。

▽ 「害」の字における表記について

(例)

単語＝障がいへの理解など

熟語＝障がい者・障がい児など

国の法令や他の地方公共団体の条例等に基づく、制度や施設名、あるいは法人、団体等の固有名称についてはそのままの表記とします。

(例)

法令・制度＝身体障害者手帳、特別障害者手当など

固有名称＝障害者生活支援センターなど

(注) 「*」のついた用語は、巻末の「用語解説」に掲載しています。

計 画 の 目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の背景	3
	(1) 地域福祉計画策定の背景	3
	(2) 障がい者計画策定の背景	5
3	計画の位置付け	7
	(1) 地域福祉計画	7
	(2) 障がい者計画	8
4	計画の期間	8
	(1) 地域福祉計画	8
	(2) 障がい者計画	8
第2章	鯖江市の福祉を取り巻く現状	9
1	市勢	9
	(1) 人口	9
	(2) 年齢別人口	10
	(3) 世帯数・世帯人員	11
	(4) 出生数・出生率	13
	(5) 死亡者数・死亡率	13
	(6) 昼夜間人口比率	14
	(7) 産業構造	14
	(8) 女性就業率の推移	15
2	福祉の状況	16
	(1) 要介護認定者	16
	(2) 生活保護	16
	(3) ひとり親家庭	17
3	障がい者をとりまく状況	18
	(1) 身体障がい者の状況	18
	(2) 知的障がい者の状況	19
	(3) 精神障がい者の状況	20
	(4) 難病患者の状況	21
4	主な地域福祉活動団体	22
第3章	地域福祉計画	25
I	基本理念と基本目標	25
1	基本理念	25
2	地域福祉の圏域の考え方	26
3	基本目標	26
4	施策の体系	28

II	施策の展開	29
1	地域福祉の人づくり	29
	(1) つながりのある地域づくり	29
	(2) 福祉意識の高揚	34
	(3) ボランティア活動の推進	37
	(4) 多様な地域福祉の担い手づくり	42
2	情報提供・相談体制の充実と問題発見の仕組みづくり	45
	(1) 情報提供の充実	45
	(2) 相談体制の充実	48
	(3) 地域の問題発見体制の整備	54
3	地域で支える仕組みづくりと施策の充実	58
	(1) 地域福祉を促進する拠点と仕組みづくり	58
	(2) 施策の充実	61
	① 地域保健医療の充実	61
	② 生活困窮者対策	65
	③ 地域における介護予防、子育て支援等の推進	66
	(3) 地域で支えるネットワークづくりから地域包括ケアシステムの構築へ	71
4	権利擁護と安全なまちづくり	74
	(1) 人権尊重と福祉サービスの質の確保	74
	(2) 地域福祉権利擁護の推進	78
	(3) 災害時の支援体制の充実	80
	(4) ユニバーサルデザインのまちづくり	82
III	重点事業（リーディングプロジェクト）	83
第4章	障がい者計画	87
I	基本理念と基本目標	87
1	基本理念	87
2	基本方針	88
3	基本目標	89
4	施策の体系	90
II	施策の展開	91
1	相互理解の促進と相談支援の充実	91
	(1) 障がい者に対する理解の促進と権利擁護	91
	(2) 相談体制の充実	94
	(3) 情報提供の充実	97
2	療育・保育・教育の充実	99
	(1) 障がいの早期発見と療育の支援	99
	(2) 保育・幼児教育等における対応の充実	102
	(3) 学校教育の充実	104
	(4) 放課後や休校日の生活の充実	106
	(5) 発達障がい児（者）への支援の充実	107
3	雇用・就労の促進	108
	(1) 企業就労等の促進	108
	(2) 福祉的就労支援の充実	110
4	社会参加の促進	112
	(1) 障がい者の交流と参画支援	112

(2) 日中活動の場の充実	114
(3) 外出支援の充実	115
(4) 生涯学習・スポーツ等余暇活動の支援	117
(5) 障がい者関係団体への支援	118
5 保健・医療サービスの充実	119
(1) 医療との連携	119
(2) 健康づくり施策の充実	121
(3) 心の健康づくりと精神障がい者への支援体制の充実	123
6 福祉サービスの充実	125
(1) 在宅生活を支える福祉サービスの充実	125
(2) 居住系サービスの充実	130
(3) 難病患者等への支援の推進	132
7 安全なまちづくりの推進	134
(1) 生活環境の整備	134
(2) 住環境の整備	136
(3) 防災対策等の充実	137
Ⅲ 重点事業（リーディングプロジェクト）	139
第5章 計画の推進に向けて	141
1 福祉関連機関・市民との連携・協働	141
(1) 市民との連携（協働）	141
(2) 市社会福祉協議会との連携	141
(3) 福祉・保健・医療の専門機関等の連携	142
(4) 市役所内の連携	142
2 進行管理・評価体制の構築	143
資料編	
1 鯖江市地域福祉計画等策定体制および策定経過	145
(1) 策定体制	145
(2) 鯖江市福祉のまちづくり審議会委員名簿	146
(3) 鯖江市福祉のまちづくり審議会設置条例	147
(4) 策定経過	148
2 前計画推進状況の評価	150
(1) 前地域福祉計画の評価	150
(2) 前障がい者計画の評価	159
3 前計画目標値と実績	168
(1) 地域福祉計画	168
(2) 障がい者計画	169
4 地域福祉計画に関するアンケート調査結果	170
5 障がい者計画に関するアンケート調査結果	182
6 障がい福祉計画（第4期）	198
用語解説	211